

令和8年2月

各 位

一般社団法人 静岡県剣道連盟  
会 長 二橋 高弘

## 令和8年度剣道伝達講習会開催について

下記により剣道伝達講習会を開催いたします。有資格者は全員受講して下さい。

### 記

- 1、期日 令和8年4月19日（日） 9時00分集合・9時30分開会
- 2、会場 静岡県剣道連盟「養浩館」  
静岡市葵区宮前町355番地 TEL 054-263-5428
- 3、受講資格 本県剣道連盟登録会員で次のいずれかに該当する者  
(1)剣道四段以上の受有者  
(2)教職員、道場、剣道教室の指導者(正しい剣道普及のため受講のこと)  
(3)本年、四段以上及び称号受審予定者
- 4、講師 県内講師（全剣連中央講習会受講者）
- 5、講習内容 (1) 中央講習会の伝達講習 (2) 講習会終了後合同稽古
- 6、携行品 剣道具、木刀、筆記具  
以下の資料を持っている方は、持参して下さい。  
剣道試合・審判規則・運営の手引き、剣道講習会資料又は剣道指導要領  
日本剣道形解説書、木刀による剣道基本技稽古法
- 7、修了証 本年度、鍊・教士受審希望者は、当日受講修了証の交付を申し出ること。  
当日または後日、県剣連事務局より送付。  
※ 称号審査会の受審希望者は、本伝達講習会又は県剣連講習会（6月27日  
県武道館で開催)のいずれかを受講しなければ、県剣連が令和8年度に行う  
称号選考審査会の申込、受審をすることが出来ない。
- 8、申込 (1) 受講者は講習会当日、受付簿に氏名・段位・住所を記入すること。
- 9、安全対策 (1) 受講者は準備運動・竹刀等用具の点検をし、自他の事故防止に万全を期すること。  
(2) 事故発生の場合、県剣連は必要に応じ応急処置をし、救急車又は病院の手配をする。  
(3) 県剣連は参加者全員傷害保険に加入するが、事故の全てを補償するものではない。  
(4) 事故発生の場合、当日の受診は各人の健康保険で対応するので、健康保険証又は  
写しを持参のこと。  
(5) 「感染症予防ガイドライン(r6.9.1)により実施。(面マスク又はマウスシールド着用)
- ※ 受講者は、護国神社駐車場は使用できません。公共交通機関又は近隣駐車場利用願います。
- ※ 昼食は各自持参して下さい。